

所得控除

【記入する場所】
申告書中「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」

種類	控除の要件(内容)及び必要書類	市民税・県民税 所得控除額
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合(親族の年金からの特別徴収分は除く) ●国民年金、国民年金基金は証明書等が必要	支払額の合計額 (主な社会保険料…健康保険料・国民健康保険税(料)・国民年金・国民年金基金・後期高齢者医療保険料・介護保険料・農業者年金等)
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金や個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ●証明書等が必要	支払額の合計額
⑮ 生命保険料控除	あなたが一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合 ●証明書が必要 (適用限度額 70,000円:一般分・個人年金分・介護医療分の合計額)	1 平成24年1月1日以降に締結した保険契約の保険料【新契約】の場合 (一般分・個人年金分・介護医療分それぞれで計算) 12,000円以下 …支払額 12,001円～32,000円…支払額×1/2+6,000円 32,001円～56,000円…支払額×1/4+14,000円 56,001円～ …一律28,000円 2 平成23年12月31日までに締結した保険契約の保険料【旧契約】の場合 (一般分・個人年金分それぞれで計算) 15,000円以下 …支払額 15,001円～40,000円…支払額×1/2+7,500円 40,001円～70,000円…支払額×1/4+17,500円 70,001円～ …一律35,000円 3 新契約と旧契約の保険料を両方支払った場合 ※旧契約の支払額が42,000円を超える場合は、旧契約のみを適用した方が有利です。 次に掲げる金額の合計額(適用限度額 28,000円) 新契約分…上記1により算出した額 旧契約分…上記2により算出した額
⑯ 地震保険料控除	あなたが地震保険料を支払った場合(居住用のみ) ●証明書が必要	1 地震保険料に関する保険料の場合 支払額×1/2 (適用限度額 25,000円) 2 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の場合(旧長期損害保険料) 5,000円以下 …支払額 5,001円～15,000円…支払額×1/2+2,500円 15,001円～ …一律10,000円 3 地震保険料と旧長期損害保険料を両方支払った場合 ※ただし一つの保険契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する時は、いずれかの保険料を選択
⑰ ひとり親控除	1 その人と事実上婚姻関係にあると認められる人がいない 2 生計を一にする子がおり、その子の合計所得金額が48万円以下かつ他の人の扶養でない 3 合計所得金額が500万円以下である	30万円
⑱ 寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 1 夫と離婚後に婚姻しておらず、あなたの前年の合計所得が500万円以下で、あなたが扶養している親族がいる 2 夫と死別あるいは生死が不明で、あなたの前年の合計所得が500万円以下である	26万円
⑲ 勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 ●学生である証明書が必要	26万円
⑳ 障害者控除	あなたが控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の場合も含む)が障がい者の場合 特別障害者…身体1～2級、精神1級、療育A	普通障害 …1人につき26万円 特別障害 …1人につき30万円 同居特別障害…1人につき53万円
㉑ 配偶者控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の(事業専従者を除く)場合	あなたの合計所得金額 900万円以下 33万円 900万円超950万円以下 22万円 950万円超1,000万円以下 11万円 1,000万円超 13万円 控除(老人) 900万円以下 38万円 900万円超950万円以下 26万円 950万円超1,000万円以下 13万円
㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円超で133万円以下の場合 ※配偶者控除との併用は不可	あなたの合計所得 900万円以下 33万円 900万円超950万円以下 22万円 950万円超1,000万円以下 11万円 1,000万円超 13万円 控除(老人) 900万円以下 38万円 900万円超950万円以下 26万円 950万円超1,000万円以下 13万円
㉓ 扶養控除	あなたと生計を一にし、前年の合計所得が48万円以下の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)がいる場合 ※扶養控除の該当者の中で同居していない扶養親族がいる場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。 必ず個人番号も記入してください。 16歳未満の扶養親族(控除対象外) ※上記の要件等は同じです。	【昭和27年1月1日以前生まれの人】 ・老人扶養…38万円 ・同居老親等(老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で同居している人)…45万円 【平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの人】 ・特定扶養…45万円 【平成18年1月1日以前生まれの上記以外の人】 ・一般扶養…33万円 平成18年1月2日以降生まれの人は、扶養控除の対象にはなりませんが、非課税基準額算出に必要になりますので、該当する人は記入してください。
㉔ 基礎控除	あなたの前年の合計所得が2,400万円以下の場合	43万円
㉕ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の有する資産が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 ●領収書等が必要	次のいずれか多い金額 1 (損失額－保険金等補てん額)×(総所得金額×10%) 2 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
㉖ 医療費控除等	1.あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合で、その額が一定金額以上ある場合(控除限度額 200万円) 2.あなたやあなたと生計を一にする親族の特定一般用医薬品等を購入した場合で、その合計額が一定金額以上ある場合(控除限度額88,000円)	令和3年中に支払った医療費の総額 保険金額等補てん額 「10万円」と総所得金額×5%の少ない方の金額 令和3年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額 保険金額等補てん額 12,000円 こちらを選択される場合は、申告書の②の区分欄に[1]と記入してください。

申告書表面の書きかた

令和4年度 市県民税 申告書 記入例 令和4年 月 日提出 中野市長あて

住所 職業	中野市大字中野1234番地			フリガナ 氏名	ナカノ タロウ 中野 太郎		
	会社員	勤務先 (株)○○○	所在地 長野市	個人番号	123456789123		
	中野 太郎	自宅電話 22-2111	世帯主との続柄 本人	生 年 月 日	明 大 平 46年2月3日		

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料 控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	国民健康保険料		100.800 円	
	国民年金保険料		180.180 円	
合計		280.980 円		
⑮ 生命保険料 控除	⑮ 新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	32,500 円		25,000 円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護保険料の計			
⑯ 地震保 険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	30,000 円		12,500 円	
⑰～⑲				
⑱ 寡婦、ひとり親 勤労学生控除		⑰ □ひとり親控除		
⑲ □離婚 □未帰還		⑲ □勤労学生控除 (学校名)		
⑳ 障 害 者 控 除	㊦ ナカ/ナツオ		障害の 程 度	身障 1 級
	1 氏 名 中野 夏男	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	2 フリガナ ナカノ ナツオ	障害の 程 度		
㊧ ナカ/ハルコ				
㊧ 氏 名 中野春子		生年月日	明・大 昭和・平	49・3・4
配偶者		配偶者の 合計所得金額 0 円		
㊨ ナカ/アキオ				
㊩ 扶 養 控 除	1 氏 名 中野 秋雄	生年月日	明・大 昭和・平	16・10・1
	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 4 控除額 45 万円		
	2 フリガナ ナカ/フユコ	生年月日	明・大 昭和・平	28・2・4
	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 4 控除額 33 万円		
㊪ 子 除	3 ナカ/ナツミ	生年月日	明・大 昭和・平	11・8・8
	氏 名 中野 夏美	生年月日	明・大 昭和・平	11・8・8
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 控除額 45 万円		
	4 フリガナ 氏 名	生年月日	明・大 昭和・平	・ ・
(控除対象外)	1 ナカ/ナツオ	生年月日	平・合	18・7・3
	氏 名 中野 夏男	生年月日	平・合	18・7・3
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
	2 フリガナ 氏 名	生年月日	平・合	・ ・
㊫ 16 歳未満の扶養親族	3 ナカ/ナツオ	生年月日	平・合	・ ・
	氏 名	生年月日	平・合	・ ・
	個人番号			
	3 フリガナ 氏 名	生年月日	平・合	・ ・
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12.」に氏名、 個人番号および住所を記入してください。				扶養控除 額の合計 123万円
㊬ 雑損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額		保険金などで補填される金額	資料提出額のうち災害救助法による金額
	円		円	円
㊭ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額	
	301,255 円		100,550 円	

寄附金税額控除について(申告書裏面)

都道府県や市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野
県支部への寄付金および、所得税の寄付金控除の対象となる寄付
金のうち市が条例で定めたもので、その金額が2,000円を超える場
合に、寄付金税額控除が受けられます。
上記に該当する人は、申告書裏面「15寄付金に関する事項」に記
入してください。

この枠内には
記入しないで
ください

住所・氏名

現住所、氏名、生年月日、個人番号、職業、電話番号等を全て記入してください。

郵送で提出の際は、番号確認のために通知カードの写しあるいは個人番号の記載された住民票の写しと、身元確認のために本人確認書類（運転免許証などの写真付きの公的機関の発行した証明書等）の写しを添付してください。

代理人の方が窓口で提出される際は、代理人の方の本人確認書類（運転免許証等）の提示をお願いいたします。

所得金額

【記入する場所】
申告書中「1収入金額等」、「2所得金額」

種類	内容	備考			
事業	営業等 製造業・飲食業・サービス業・医師・弁護士・外交員・作家等	収支内訳書を作成し添付してください。 また、収支内訳書の内容を申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。			
	農業 農産物の生産・家畜の飼育等				
	不動産 地代・家賃等				
	利子 預貯金の利子等				
配当	株式及び出資の配当金等	配当所得の種類などを申告書裏面「8 配当所得に関する事項」に記入してください。			
給与	給与・賃金・賞与等 (パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与と所得の内訳」に記入してください。			
	【給与と所得の計算方法】				
	給与と収入の金額(A)		給与と所得の金額 (単位:円)		
	から	まで			
	0 円	550,999 円	0		
	551,000 円	1,618,999 円	A－550,000		
	1,619,000 円	1,619,999 円	1,069,000		
	1,620,000 円	1,621,999 円	1,070,000		
	1,622,000 円	1,623,999 円	1,072,000		
	1,624,000 円	1,627,999 円	1,074,000		
	1,628,000 円	1,799,999 円	B＝A÷4 千円未満の 端数切捨て	B×2.4＋100,000	
	1,800,000 円	3,599,999 円		B×2.8－80,000	
	3,600,000 円	6,599,999 円		B×3.2－440,000	
	6,600,000 円	8,499,999 円	A×0.9－1,100,000		
8,500,000 円		A－1,950,000			
雑	国民年金・厚生年金・企業年金 及び公務員の共済年金等	源泉徴収票を添付してください。 ※遺族年金・障害年金等の非課税所得は記入しないでください。			
	【あなたの前年の合計所得が1,000万円以下の場合】				
	公的年金等	受給者の年齢	年金収入の金額(A)		公的年金等の雑所得の金額 (単位:円)
			から	まで	
		0 円	600,000 円	0	
		65歳未満 (昭和32年1月2日以 降生まれ)	600,001 円	1,299,999 円	A－600,000
			1,300,000 円	4,099,999 円	A×0.75－275,000
			4,100,000 円	7,699,999 円	A×0.85－685,000
			7,700,000 円	9,999,999 円	A×0.95－1,455,000
			10,000,000 円		A－1,955,000
		65歳以上 (昭和32年1月1日以 前生まれ)	0 円	1,100,000 円	0
			1,100,001 円	3,299,999 円	A－1,100,000
			3,300,000 円	4,099,999 円	A×0.75－275,000
			4,100,000 円	7,699,999 円	A×0.85－685,000
7,700,000 円			9,999,999 円	A×0.95－1,455,000	
10,000,000 円		A－1,955,000			
その他	生命保険契約に基づく年金・シルバー人材センター配分金等	申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、支払証明書等を添付してください。			
業務	原稿料・印税・アフィリエイト・せどり・ハンドメイド販売等副業に係る収入				
総合譲渡	自動車・機械・ゴルフ会員権等、不動産以外の資産の譲渡 ※特別控除額は最高50万円	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。 保有期間 5年以内…短期譲渡 5年超……長期譲渡			
一時	生命保険の一時金・満期返戻金・懸賞当せん金等 ※特別控除額は最高50万円	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。			

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減判定、その他行政サービスを受けるために収入がなかった旨の申告が必要となる場合があるため、**令和3年中に全く収入がなかった人**は、17「収入がなかった人の記入欄」に記入してください。

所得税の確定申告とは別に申告することで所得税と異なる納税方法を選択できます。

シルバー人材センターからの配分金の必要経費は、家内労働者等の必要経費の特例の適用が認められています。

(家内労働者等の必要経費の特例)

家内労働者・外交員・集金人等で、事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額と給与収入の金額との合計額が55万円未満の人は、事業所得及び雑所得の金額の計算上、最大55万円の必要経費算入が認められています。